監　第　２　号の４
令和７年５月２２日

上山市長　山　本　幸　靖　様
上山市議会議長　川　崎　朋　巳　様
上山市選挙管理委員会委員長　渡　邉　　昇　　様

上山市監査委員　大　和　　　啓
上山市監査委員　枝　松　直　樹

定期監査の結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第９項の規定により提出します。

記

１　監査の基準

上山市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）に準拠して監査を行った。

２　監査等の種類

財務監査（地方自治法第１９９条第１項）及び行政監査（同条第２項）。

３　監査等の対象　選挙管理委員会

４　監査期日　令和７年４月２８日

５　監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和７年度上山市監査計画の「２監査の実施方針」により行った。

６　監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

７　監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1)　主なる所見

衆議院議員選挙、県知事選挙について適正に執行するとともに、効果的な選挙啓発活動を実施されていることを多いに評価する。

更に効率的な事務執行と選挙従事者の体制整備を図りながら、若者向け啓発活動を推進して、市民全体の投票率向上に努められたい。